

[事案 23-141] 入院給付金等支払請求

・平成 24 年 2 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

加入した際に行った追加告知の内容が告知義務違反に当たるとして契約を解除されたことに対し、解除は不当であるとして、特定疾病保険金および入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 21 年 12 月に契約した保険について、平成 22 年 9 月に濾胞性リンパ腫により入院し、特定疾病保険金および入院給付金の請求をしたところ、平成 22 年 11 月に、告知義務違反により解除となった。しかし、以下のとおり、本件における告知は適切に行われていたため、契約解除は不当であり、特定疾病保険金および入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 契約の際、受診の履歴や平成 21 年 12 月の C T 検査については募集人に口頭で告げている。
- (2) 平成 21 年 12 月の受診の際、医師より異常なしと告げられたため検査結果は良性と追加告知した。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時は面接士扱いの契約であり、募集人は告知の取り扱いをしておらず、追加告知の際には担当支社では細心の注意をもって対応し告知を受けているが、その時点で募集人は C T 検査の話は聞いていない。
- (2) 当社より、当該病院に確認した結果では、平成 21 年 12 月の受診時の状況は、「採血結果、炎症反応はない。MR I の予約を入れる。MR I の結果報告を予約。場合によってはリンパ節摘出を行い、病理学的診断も検討していきましょうと被保険者に話をしている」とのことであり、被保険者からの追加告知の内容と異なっていると判断した。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書類等の内容にもとづいて、申立人の告知義務違反について審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

- (1) 本件保険約款第 11 条は、「保険契約の締結または復活の際、会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します（以下略）」と定め、契約者または被保険者に告知義務を課しており、同約款第 12 条 1 項は、「保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。」とし、かつ同

条2項で「会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。」と規定している。

- (2) 被保険者となる者が、いかなる疾病に罹患しているかという事実は、保険者の危険選択にあたって重要な事実であるが、平成21年12月作成の「告知内容照会書」の「2. 告知内容の補足記入欄」に申立人は、病名として「良性腫瘍」と記入し、かつ詳細欄に「検査の結果は良性」と記入している。しかし、病院の医師の作成した回答書では、傷病名が「左顎下部リンパ部腫脹」とされ、「採血で異常なし、リンパ部が炎症性か腫瘍性かの鑑別は現時点で不可能。画像検査などで精査を進めましょう。」と平成21年12月に患者に対し告知したと記載されており、この告知の内容は、腫瘍か否か、悪性か良性かはその時点では判別できないというものであり、「良性腫瘍」という告知内容照会書の記載は明らかに事実に反し、もし、申立人がかかる事実を正確に告知していれば、保険会社は契約を承諾しないか、あるいは確定診断が出るまで契約を留保したはずであり、申立人の上記書面の回答は、告知義務違反となる。
- (3) ただし、告知義務違反を理由に保険会社が契約を解除できるのは、契約者等が故意または重大な過失によって告知義務に違反した場合であるが、本件においては、申立人は医師から現時点では鑑別ができないので、画像検査等を行う旨告げられており、「良性腫瘍」との診断がないにもかかわらず、診断名として「良性腫瘍」と告知したのであるから、故意または重大な過失に該当する。
- (4) よって、保険会社の行った契約解除は有効であり、前記約款により、保険会社に給付金等の支払義務はない。